



### 今号のポイント!

- ◆確定申告で医療費控除を受けるには …… 2 ページ
- ◆高齢者の方への所得に応じた負担の  
お願いについて …… 4 ~ 5 ページ

## 広域連合長あいさつ



平成 29 年 8 月に、神奈川県後期高齢者医療広域連合長に就任いたしました、川崎市長の福田紀彦でございます。

日頃から、被保険者の皆さま、医療機関、その他関係者の皆さまには、本広域連合の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度は、高齢者医療を社会全体で支える観点に立ち、世代間の負担の明確化を図るために、平成 20 年 4 月にスタートしました。

本広域連合の被保険者数は、平成 29 年 9 月には 104 万人を超え、制度発足時から約 1.5 倍となりました。

また、財政面では、平成 28 年度の保険給付費が約 7,880 億円となり、平成 20 年度の約 1.7 倍となっております。

今後、戦後生まれのいわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上となる平成 37 年には、被保険者数は約 148 万人と見込まれ、さらなる医療費の増大が見込まれます。

被保険者の皆さまがこれからも日々の暮らしを安心して送っていただけるよう、平成 28 年度から進めている第 3 次広域計画に基づき、県内 33 市町村と緊密に連携を図りながら、後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めてまいります。

引き続き、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 **福田紀彦**

# 確定申告で医療費控除を受ける場合について

## 1 医療費控除について

確定申告で医療費控除を受ける場合は、下の計算方法のように医療費控除の対象となる医療費から保険金などで補てんされる金額(※1)を差し引いて申告してください。

- ※1 ○ 高額療養費、高額介護合算療養費、療養費、移送費など  
○ 民間の生命保険や損害保険から支払われる「医療保険金」「入院費給付金」「傷害費用保険金」など

- ※2 ただし、その年の総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%の金額を差し引きます。

### < 医療費控除額の計算方法 >

その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費の総額 - 保険金などで補てんされる金額(※1) - 10万円(※2) = 医療費控除額

#### 【医療費控除の対象となる医療費の一例】

- 保険証を使って受ける診療（いわゆる「保険診療」）
- 医師による診療などを受けるために直接必要なもので、次のような費用
  - ・ 医師による診療などを受けるための通院費、医師などの送迎費
  - ・ 入院時に病院から提供される食事代など（入院時食事療養費など）
- 治療または療養に必要な医薬品の購入費用 など

高額療養費などの医療給付金額は、給付を受けた際に本広域連合が送付する通知書（ハガキ）、または本広域連合やお住まいの市区町村へお問い合わせいただくことでご確認いただけます。なお、確定申告の際は、医療給付金額の通知書（ハガキ）を添付する必要はありません。

## 2 セルフメディケーション税制について

健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行っている方が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費(※3)を支払った場合には、所得控除を受けることができます。

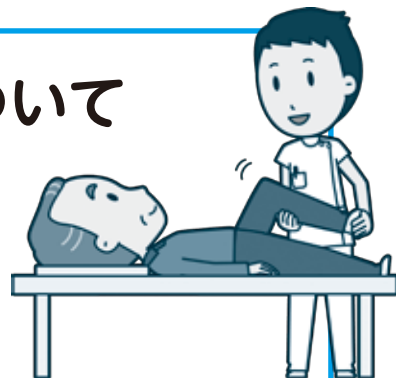
セルフメディケーション税制は医療費控除の特例で、医療費控除との選択適用となります。この特例の適用を受ける場合は、医療費控除を併せて受けることはできません。選択した控除を、更正の請求や修正申告において、変更することはできません。

- ※3 医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、ドラッグストアで購入できる OTC 医薬品に転用された医薬品（スイッチ OTC 医薬品）の購入費をいいます。

- ◎ 広域連合から送付した平成29年分の医療費通知は確定申告には使えません。
- ◎ 確定申告書の作成やご不明な点につきましては、最寄りの税務署におたずねください。

## 整骨院・接骨院(柔道整復)の施術について

近年、整骨院や接骨院を利用されている方が増えています。整骨院や接骨院における施術については、次のとおり保険が「適用される場合」と「適用されない場合」がありますので、ご理解の上、利用してください。



### 保険が適用される場合

外傷性の打撲、捻挫、肉離れ、骨折、脱臼など

なお、骨折、脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。

### 保険が適用されない場合

疲労または慢性的な要因による肩こり・筋肉疲労、スポーツによる筋肉痛、マッサージがわりの利用など

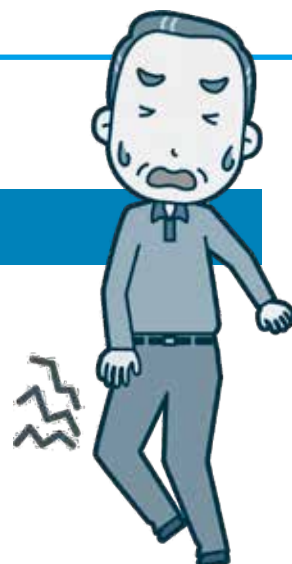
病院などで同じケガ等の治療をしている場合も保険は適用されません。

◎柔道整復では、患者の方が窓口で自己負担分の1割または3割のみを支払う「受領委任払い」が可能な場合があります。患者の方は「柔道整復施術療養費支給申請書」への署名が必要になりますので、傷病名・日数・金額をよく確認し、必ず自分で記入または捺印してください。

## 交通事故等にあったら必ず届出を!

### 交通事故・傷害事故にあったときは

交通事故など、第三者(加害者)から傷害を受け、保険証を使って治療を受ける場合には、必ず「第三者の行為による傷病届」を提出してください。かかった医療費相当額については、基本的に広域連合が被保険者に代わって、第三者(加害者)に請求することとなります。



### お早めにご相談を

事故の原因によっては、ご用意いただく書類があります。

まずは、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。



若い世代との間や、同じ高齢者の中での公平を図るため、  
**高齢者の方にも、所得に応じてご負担をお願いすることになりました。**

**保険料について**

- 75歳以上の方の保険料は、  
 ①個人の所得に応じて納めていただく部分(所得割)と、  
 ②全員に納めていただく定額部分(均等割)があります。

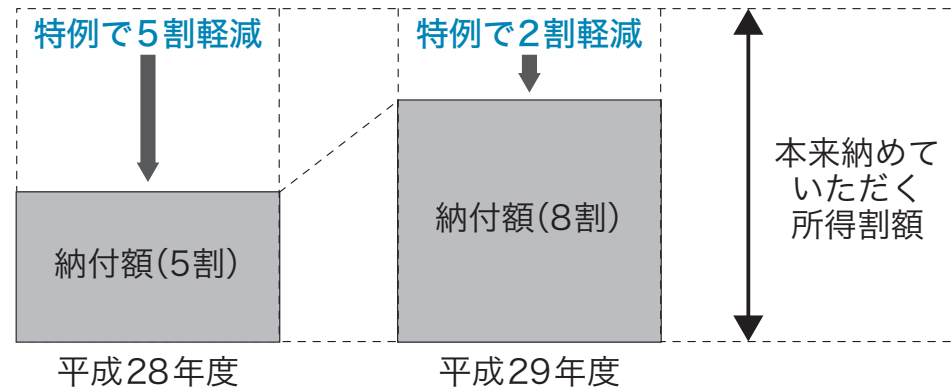
**高額療養費について**

ひと月(同月内)に窓口でお支払いいただく医療費の自己負担額が高額になったとき、決められた上限額(自己負担限度額)を超えた分を「高額療養費」として払い戻す制度です。  
 自己負担限度額は、個人または世帯の所得に応じて決まっています。

**制度の見直し1【平成29年4月から】**

**①保険料の賦課のもととなる所得金額(※4)が58万円以下の方  
 ⇒所得割の軽減割合が変わりました**

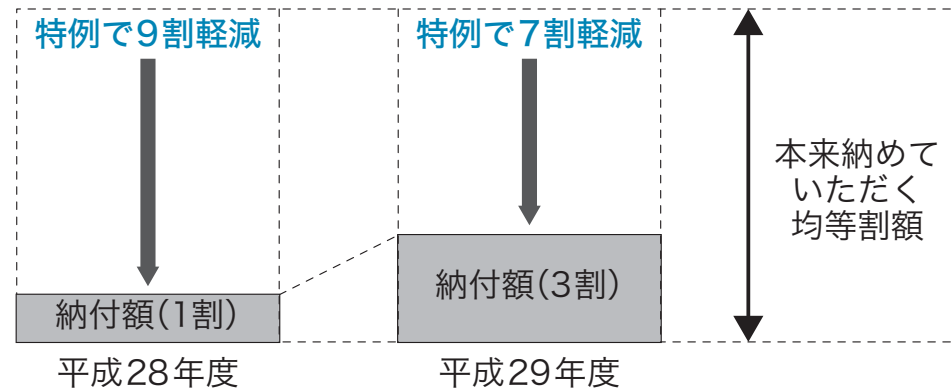
所得割の軽減割合が5割から2割となり、月額で最大約1,320円(全国平均)の増額となりました(均等割は変わりません)。



※4 保険料の賦課のもととなる所得金額は、総所得金額等から基礎控除額(33万円)を控除した額です。

**②元被扶養者の方(※5) ⇒ 均等割の軽減割合が変わりました**

均等割の軽減割合が9割から7割となり、月額約750円(全国平均)の増額となりました。(※6)



※5 元被扶養者とは、75歳になる前日に、被用者保険の被扶養者であった方です。

※6 ただし、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられます。

**制度の見直し2【平成29年8月診療分から】**

**現役並み所得の方、一般所得の方⇒自己負担限度額が変わりました**

平成29年8月診療分から、高額療養費の自己負担限度額が上がりました。非課税の方については、変更はありません(下表の色付き箇所が変更部分)。なお、平成30年8月診療分からは、改めて自己負担限度額が上がります。

**<自己負担限度額(月額)>**

適用区分		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円(※8)>
一般	課税所得 145万円未満の方(※7)	14,000円 年間上限 144,000円	57,600円 <多数回 44,400円(※8)>
住民税 非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

※7 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※8 <>内の金額は、過去12カ月に外来と入院を合わせたもの(世帯単位)の自己負担限度額を超えた給付を3回以上受けた場合、4回目以降の給付の際は44,400円が適用されます。

(注) 月の途中で75歳の誕生日を迎える方は、誕生月については、誕生日前に加入していた医療保険制度(国民健康保険・被用者保険)と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を、上表の額の2分の1に減額します(1日生まれの方を除きます)。

## 広域連合の議会から

- 名 称 平成29年第2回定例会
- 開 催 日 平成29年8月28日(月)
- 主な議案 平成28年度決算認定  
(一般会計・特別会計)



議会審議の様子

※詳細は、神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局まで、お問い合わせください。

### こんな質問がありました

**Q** 今後の効率的な執行体制に繋げるため、広域連合が担うべき公的業務を今一度見直す必要があるのではないかと質問

**A** 本広域連合では、これまでも業務の委託化にあたって、個人情報の取り扱いに留意し、個人情報保護審査会のご意見を賜りながら、委託を推進してきました。今後、被保険者がさらに増大することから、医療費の適正化に向けたレセプト点検や、重症化予防に対する取り組みの委託化など、費用対効果を考慮しつつ、引き続き委託の推進を図っていきます。

**Q** 平成28年度の保険料が全国第2位という高い保険料となった要因と、歳入歳出差引残高が257億円という大きな額になった要因は何かと質問

**A** 保険料については、平成28年度の厚生労働省の統計によると、神奈川県は全国で高い方から2番目の所得水準となっており、保険料の所得割額が高くなったことが要因です。

歳入歳出差引残高が大きな額となっていることについては、歳入においては保険料収入額などは見込みどおりでしたが、歳出においては被保険者数及び療養給付費等が見込みより減となったことが要因です。

次の議会は、平成30年3月の予定です。

## ATMで返金の手続きはできません!

還付金詐欺と思われる不審電話に関するお問い合わせが増えています。

ATMの操作を必要とする返金手続きはありませんので、このような電話を受けた場合は速やかに警察にご相談ください。



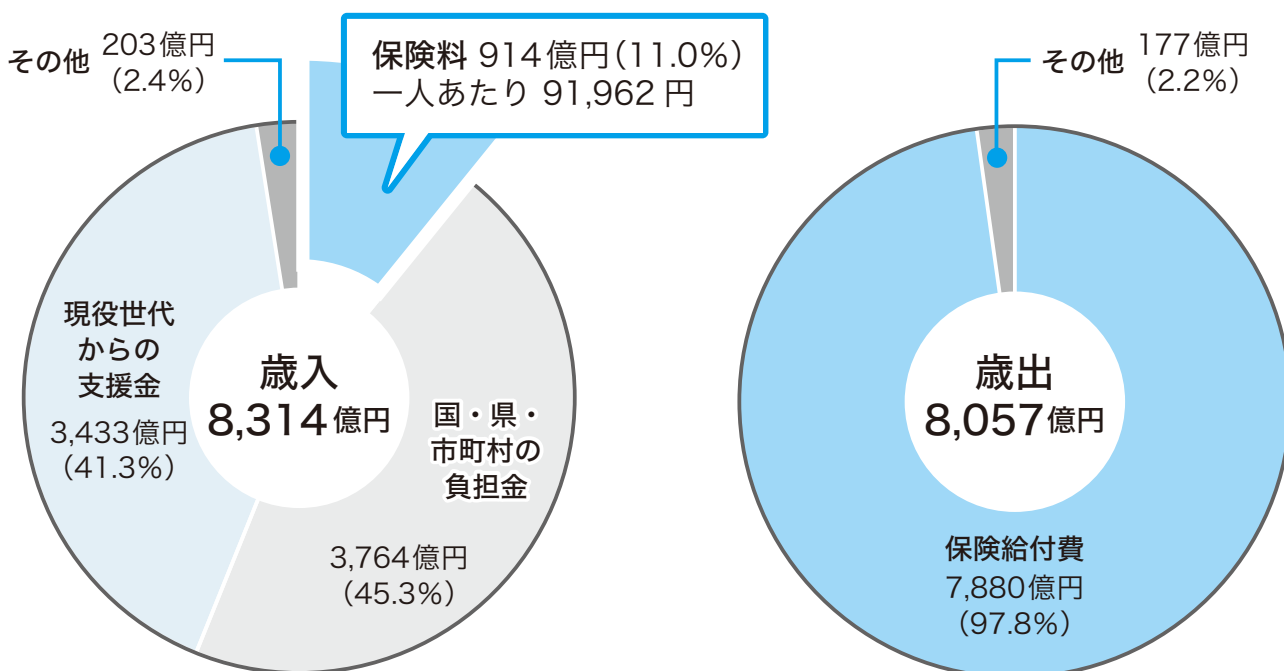
神奈川県警察  
「絆」大使  
振り込まセンジャー

# 平成28年度決算について

## 1 後期高齢者医療に関する収入及び支出について【特別会計】

後期高齢者医療制度を実施していくための費用は、被保険者の皆さんからの保険料のほか、国・県・市町村の負担金、現役世代からの支援金などで賄われています。

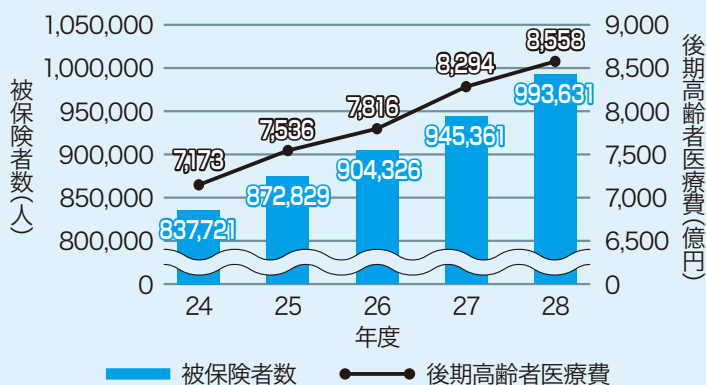
平成28年度は、総額8,314億円の歳入に対して、総額8,057億円の歳出となり、歳入歳出差引額は、257億円となりました。



### 被保険者数と医療費の動向

28年度の後期高齢者医療費は8,558億円、被保険者数(年度平均)は993,631人でした。

後期高齢者医療制度発足以来、後期高齢者医療費と被保険者数は一貫して増加しており、今後もこの傾向が続くことが予測されます。



## 2 広域連合の事務運営経費について【一般会計】

広域連合の運営に伴う事務経費は、主に県内市町村からの負担金や国からの補助金で賄われています。平成28年度は、総額31億396万円の歳入に対して、総額26億8,066万円の歳出となり、歳入歳出差引額は、4億2,330万円となりました。



## 防寒対策をお忘れなく

寒い季節に気をつける病気には、風邪やインフルエンザ、ノロウイルスによる胃腸炎などがありますが、脳卒中もその一つです。

脳卒中には、血管が詰まる「脳梗塞」と血管が破れて出血する「脳出血」があります。最近では高血圧の治療が普及して患者さんは徐々に減ってきていますが、手足のまひや意識障害などの症状によって自立した日常生活が困難になってしまうこともあります。

寒い季節には、暖かいところから急に寒い場所に出ると、急激に血圧が上がって脳出血を起こしてしまうことがあるので注意しなければいけません。

例えば、入浴する際には、衣服を脱ぐ前に脱衣場や浴室の温度を室温に近づけておいたほうがよいでしょう。外出する際には、まず屋内で帽子やマフラー、コートなどで防寒対策をしっかりと、それからドアを開けて外に出るようにしましょう。

天気予報で気温が急に下がることが予測される際には、とくに防寒対策に注意してください。

川崎市保健所長(医師) 田崎 薫



## ジェネリック医薬品に切り替えませんか

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは先発医薬品の特許期間終了後に製造・販売される医薬品で、先発医薬品と同等の有効成分を持っていて、一般的に安価な薬です。

ジェネリック医薬品に切り替えることで、自己負担も軽くなるほか、医療費を支える保険料の増加抑制にもつながります。

なお、ジェネリック医薬品がない薬や医師の判断により切り替えることができない場合があります。

また、ジェネリック医薬品に切り替えても安価とならないこともありますので、ジェネリック医薬品への切り替えを希望される場合は、必ず医師や薬剤師にご相談ください。

